

保護者の皆様へ

## 令和3年度 就学援助制度のお知らせ

八幡浜市教育委員会

八幡浜市では、お子さまが小・中学校に就学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

なお、この制度は毎年度お申し込みが必要ですので、令和2年度に就学援助を受けている方も必ずお申し込みください。

### 1 援助の対象となる方

- ① 生活保護が停止又は廃止された方
- ② 市町村民税が非課税又は減免されている方
- ③ 個人の事業税又は固定資産税が減免されている方
- ④ 国民年金保険料が免除されている方
- ⑤ 国民健康保険料が減免又は徴収猶予されている方
- ⑥ 児童扶養手当を受給されている方
- ⑦ その他経済的理由によりお困りの方

### 2 申請方法

各学校に「就学援助受給申請書」を用意しております。申請は、お子さまが通学している小・中学校で手続きしてください。

なお、小学校と中学校にお子さまがいる場合は、それぞれ申請する必要があります。

また、入学準備金の入学前支給を申請し、就学援助の決定を受けたお子様は申請不要です。

### 3 申請時期

各学校の提出期限までに申請書類を提出してください。

- ① 当初申請  
学校の指定する日
- ② 途中申請  
随時受付

#### 4 援助内容

令和2年度実績

費目	小学校	中学校	備考
学用品費等	1年 11,630円 他学年 13,900円	1年 22,730円 他学年 25,000円	年額。(学期毎に支給)認定月日によって月割りになります。
新入学学用品費	51,060円	60,000円	当初認定者の1年生に限ります。
修学旅行費	実費(対象外経費あり)		実施前までに認定された方
校外活動費	実費(対象外経費あり)		実施前までに認定された方
給食費	245円×給食回数	270円×給食回数	
医療費	特定の疾病の治療について援助されます。 ※結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、寄生虫病等		教育委員会が発行する医療券が必要です。

#### 5 お願い

就学援助申請後、生活状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。

受給要件を満たしていないことが判明した場合、さかのぼって就学援助費を返還させていただきます。

#### 6 問合せ先

お子さまが通学している学校

もしくは八幡浜市教育委員会 学校教育課 学事係 22-3111 内線2353